

より相談者に寄り添った対応のために

始動しました！

新型コロナウイルス感染症にかかる

# 人権相談プラットフォーム会議

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染する可能性があるにもかかわらず、感染者等に対する偏見・差別、誹謗中傷等の人権侵害事案が起っています。そのような中、県では昨年12月に「三重県感染症対策条例」を制定し、「差別の禁止」を定め、教育活動及び啓発活動を通じた正しい知識の普及、相談に応ずる体制の確保その他の必要な対策を講じることとしています。

感染された方等は、感染したこと等のショックで混乱したり、「世間」が気になって容易に助けを求めることができない傾向があります。かろうじて、相談機関に相談されたケースの中で、重大な人権侵害が懸念されるものについて、迅速かつ的確に対応し、解決につなげるために、関係機関が参画する「プラットフォーム会議」を設置し、速やかに対応案を提示し、人権侵害等の被害者に寄り添った支援を進めていきます。

より相談者に寄り添った支援のために、ぜひご利用ください。

## 相談についてのフローチャート



①相談  
匿名可

相談者

相談機関

プラットフォーム会議

②支援要請

- 重大な人権侵害又はその発生が懸念されるケースで、かつ緊急対応が必要。
- 個人で被害の申し出等を行うのが困難
- 相談内容の共有に同意が得られた場合

③解決に向けた  
対応案を協議

○構成機関

県、県警察本部、津地方法務局、  
三重県人権擁護委員連合会、  
三重弁護士会 など

⑤助言

④対応案の提示



県人権センター  
マスコットキャラクター「ミッコロ」

人権相談プラットフォーム会議についてのお問い合わせ●三重県環境生活部人権課

電話●059-224-2278 FAX●059-224-3069 電子メール●jinken@pref.mie.lg.jp